

新設児童福祉施設運営費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条4項に基づき設置する児童福祉施設における事業開始時の施設運営の安定を期するため、予算の範囲において運営費の補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童福祉施設

社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人が設置する、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設のうち、乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設とする。

(2) 基準事務費

国の定める児童入所施設措置費の事務費基準額と予算の範囲内で川崎市が定めた額を比較して低い額とする。

(補助の対象及び補助金額)

第3条 社会福祉法人が川崎市内に児童福祉施設を設置する場合において、事業開始時の施設運営の安定を期するために補助金を交付する。

2 補助金額は別表に定める額を限度とする。

3 第3条第1項に該当する法人に対する補助金の算出方法は別表で定める。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、運営費補助金(第1号様式、以下「申

請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 助成を受ける事業の計画書及び収支予算書
 - (3) 財産目録及び貸借対照表
 - (4) 補助金の算定資料
- (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該法人に通知するものとする。

(交付)

第6条 市長は、前条2項の規定による通知の後、補助金を交付するものとする。

(返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した額の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付の結果余剰金を生じたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (4) その他使途について不相当と認めたとき。

(交付条件)

第8条 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は施設運営経費に使用し、他の経費に流用しないこと。

- (2) 補助金の使途は明確にするとともに、必要に応じて川崎市の監査を受けるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業終了後2ヶ月以内に実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 運営費補助金の支出内訳資料

(書類等の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から適用する。

この要綱は、平成22年2月1日から適用する。

この要綱は、平成25年12月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年7月1日から適用する。

別 表

新設児童福祉施設運営費補助要綱第3条第3項による補助金の算出方法

施 設 区 分	乳 児 院
基本準備経費	基準事務費月額×3ヶ月×定員数
特別準備経費	市長が承認した額

施 設 区 分	児 童 養 護 施 設
基本準備経費	基準事務費月額×3ヶ月×定員数
特別準備経費	市長が承認した額

施 設 区 分	情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設
基本準備経費	基準事務費月額×3ヶ月×定員数
特別準備経費	市長が承認した額

基準事務日月額(一般分保護単価月額)

乳児院入所定員	乳 児 院 単 価 (2 歳 未 満 児)	児 童 養 護 施 設 入 所 定 員	児童養護施設単価
1 0 名 ま で	7 8 0 , 5 1 7 円	3 0 名 ま で	2 2 6 , 5 2 7 円
1 1 名 ～ 1 5 名	6 1 6 , 5 8 1 円	3 1 名 ～ 4 0 名	2 1 1 , 4 5 9 円
1 6 名 ～ 2 5 名	5 4 7 , 9 0 0 円	4 1 名 ～ 5 0 名	1 9 2 , 2 4 4 円
2 1 名 ～ 2 5 名	4 7 8 , 9 4 7 円	5 1 名 ～ 6 0 名	1 6 4 , 0 9 4 円
2 6 名 ～ 3 0 名	4 6 0 , 2 0 4 円		

情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設 入 所 定 員	情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設 単 価
3 0 名 ま で	3 2 8 , 1 7 7 円
3 1 名 ～ 3 5 名	3 1 1 , 5 9 8 円
3 6 名 ～ 4 0 名	2 9 5 , 0 1 8 円
4 1 名 ～ 4 5 名	2 8 2 , 8 8 0 円
4 6 名 以 上	2 7 0 , 7 3 2 円